

教育委員会定例会（11月）会議録

日 時	平成26年11月27日（木） 9時00分～11時00分	
場 所	本庁舎 3階 301会議室	
出席委員	永田 見生（委員長） 半田 利通（委員） 岡部 千鶴（委員） 日野 佳弘（委員） 白水 美弥子（委員） 堤 正則（委員、教育長）	
事務局	大津 秀明（教育部長） 窪田 俊哉（教育部次長） 桑野 洋志（教育部学校教育改革担当次長） 井上 隆夫（生涯学習推進課長） 大久保 隆（学校教育課長） 眞崎 宗明（学校施設課長） 園井 正隆（文化財保護課長） 石橋 康秀（教職員課長） 竹上 克己（田主丸事務所長） 田中 秀幸（城島事務所長） 杉山 和敏（中央図書館館長） 竹村 政高（市民文化部次長） 三谷 孝子（教育センター所長） 道井 清太（体育スポーツ課長） 福島 光宏（学校保健課長） 井上 正史（人権・同和教育課長） 上野 順也（学校教育課学務主幹） 西田 正典（学校教育課指導主幹） 古賀 弘憲（北野事務所長） 寺島 雅弘（三瀨事務所長）	

議案

- 第74号議案 平成26年度教育費12月補正予算について
- 第75号議案 久留米市社会教育委員の委嘱について
- 第76号議案 久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について
- 第77号議案 体育施設（三瀨・城島地域）の指定管理者の指定について
- 第78号議案 体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定について
- 第79号議案 久留米市文化財の指定について
- 第80号議案 平成27年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成27年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について
- 第81号議案 久留米市立小中学校通学区区域審議会委員の任命又は委嘱について
- 第82号議案 久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

協議事項

- (1) 久留米市教育委員会不祥事防止対策検討委員会の設置について
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書（平成2

5年度分) について 当日配布

議案

委員長：ただいまから、「久留米市教育委員会11月定例会」を開会いたします。「第74号議案 平成26年度教育費12月補正予算について」事務局より説明をお願いします。

第74号議案 平成26年度教育費12月補正予算について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第74号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

A委員：ALTの派遣というのは、教育委員会や教育事務所が個人と契約するのではなく、間に業者が入っているのですか。

事務局：中学校は県の派遣と市の派遣とがありますが、市から派遣しているALTについては業者に委託しており、業者が確保したALTが学校に行くという形態をとっています。個人との契約ですと、そのALTが何か事情があつて学校に行けない時は市の負担で他のALTを探さないといけません、会社とあらかじめ包括的に委託契約することで、その調整も委託先の業者が行うというメリットがあります。県についてはJETプログラム等で直接雇用を行っており、北筑後教育事務所に所属しているALTが学校に行っているという形態をとっています。

委員長：他に、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：内容については他にご異議がないようですので、第74号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第75号議案 久留米市社会教育委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

第75号議案 久留米市社会教育委員の委嘱について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第75号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様のご異議がないようですので、第75号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第76号議案 久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について」、事務局から説明をお願いします。

第76号議案 久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第76号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

B委員：男女平等推進センター、消費生活センター、人権啓発センターについては誰が管理して

いるのですか。

事務局：その部分については直営施設になりますのでそれぞれの所管課が管理しています。

委員長：他に、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様のご異議がないようですので、第76号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第77号議案 体育施設（三瀨・城島地域）の指定管理者の指定について」、事務局から説明をお願いします。

第77号議案 体育施設（三瀨・城島地域）の指定管理者の指定について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第77号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

A委員：昨年も質問しましたが、入札結果の公表について、企業名は指定を受けた企業のみ公表をされていますが、複数希望があった場合は複数の企業名を公表するべきではないでしょうか。

事務局：第2交渉権者の企業名を公表することは、その企業に対しての不利益に繋がる可能性があるということで、第2交渉権者の企業名を公表しないこととなっています。市全体の統一の取扱いです。

事務局：補足ですが、指定管理者の施設は様々あり、所管課も異なるために、市総務部から統一的な基準が示されています。その様式の中で優先交渉権者は具体的に会社名を出しますが、次点以下の団体名についてはA、B、C標記で行うということになっています。考え方としては恐らく、公正な選考はするものの、何らかの形で優先交渉権者に選ばれなかったということは、それぞれの団体の団体イメージに影響を及ぼす恐れがあるということが考慮されて、こういった取扱いになっているのではないかと推測されます。

A委員：納得できません。応募したからには、それに合格するかしないかというのは当然の話でありますので、選考に落ちたからといってイメージがダウンするものではないと思います。どこが応募して、どこができなかったのかということ公表されるということは覚悟の上で応募するべきではないかと思います。その総務部の基準の理由を明確に説明いただきたいと思います。

事務局：私が答えるべき立場ではないかもしれませんが、少なくとも今回の応募団体については、こういう基準で指定管理制度を取り扱うという条件の下に募集していますので、今年度の対応については、条件に反するような取扱いは難しいと思います。しかし、これは法律の規定ではなく、総務部の取扱い方針ということになりますので、教育委員会でのこういったご意見を踏まえて、次回からの情報公開のあり方について議論を行うということになるかと思えます。

C委員：別の自治体の入札管理委員会に出っていますが、そこでは委員に対しては全ての企業名を公表しています。

委員長：こういった内容は教育委員会だけではなく、市全体に関わることなので、意見があった

ということを踏まえて、市の方で制度の検討をお願いします。

委員長：他に、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：内容についてのご異議がないようですので、第77号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第78号議案 体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定について」、事務局から説明をお願いします。

第78号議案 体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第78号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

B委員：実績がある団体ということで非公募ということですが、先の2つの議案と比べても、やはり公募して指定管理者を決定した方がいいのではないかと思います。結果として1団体しか応募がなかったとしても、地域の方に対して公平に選定されているということを示した方がいいのではないのでしょうか。

事務局：非公募で選定した理由としては、田主丸カル・スポクラブは長年地域に密着した活動を行っており、規則第2条第4号に該当するため非公募で選定をしたものです。

B委員：その内容は承知しましたが、やはりきちんと点数がついて、選定された方がお互いのためにいいのではないかと思います。

事務局：確かにそういった面もありますが、公の施設で非公募というのは356施設あります。それに対して公募は15施設になっています。明確な理由があれば、非公募で行うことが認められている制度となっています。

C委員：管理というのは、どのあたりまでを指しているのですか。

事務局：現在、カルスポが行っているのは受付業務とか清掃業務とかになります。今後は受付業務はもちろんですが、光熱水費の支払いですとか、施設の全般的なことを行ってもらいます。例えば10万以下の簡易な修繕についても小規模なものも行ってもらいます。

B委員：今回の指定管理者の審査結果の項目を見ると「地域経済を活性化されることができるか」とか、「予算を削減させることができるか」とかの項目がある以上は、こういった視点もあって審査があります、それでもって選ばれたんですよといのがあった方が、カルスポさんも自信をもって活動していただくことができるのではないかと思います。そういったことも含めて公募の方が良いのではないかと思います。できれば、なるべく今後は対応が可能な施設は公募で対応していただければと思います。

D委員：全てカルスポにお任せしていて、それが当たり前という状況があるのはよく分かりますが、公募してきちんと審査して、任せているというのがあってもいいのではないかと思います。

事務局：指定管理の制度は原則としては公募ですが、施設の性格、設置目的等を考えて、カルスポが最適ということで、今回選定しています。市民サービスの向上、地域経済の活性化、経費の削減にも努めていただいているということも考慮して、カルスポが最適と判断したところです。

委員長：久留米市の規則第2条第4号に基づいてやっているということなので、選定の方法については市全体の話になるかと思います。他に、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様のご異議がないようですので、第78号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第79号議案 久留米市文化財の指定について」、事務局から説明をお願いします。

第79号議案 久留米市文化財の指定について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第79号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様のご異議がないようですので、第79号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第80号議案 平成27年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成27年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について」、事務局から説明をお願いします。

第80号議案 平成27年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成27年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第80号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様のご異議がないようですので、第80号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第81号議案 久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

第81号議案 久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第81号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様のご異議がないようですので、第81号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第82号議案 久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則について」、事務局から説明をお願いします。

第82号議案 久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第82号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様のご異議がないようですので、第82号議案を原案のとおり承認いたします。次に、協議事項に移ります。

協議事項

久留米市教育委員会不祥事防止対策検討委員会の設置について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より協議事項についての説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

C委員：福岡県の県内全ての市町村がこのような対応をするのですか。

事務局：県内全ての市町村が、このような対応を行おうとしているところです。

委員長：コンプライアンスについては、かなり厳しく徹底されるようになっていきます。最近は大学の職員も全員研修を受けるようになっていきます。公金の扱いについて、倫理問題、パワハラ、などのコンプライアンスの講習会に参加しないといけなくなっています。

E委員：今回、特出すべきは、私生活上の問題や個人的な欲求からくる問題が、深刻な状況になっているというケースがあるということで、職員個人の私生活にまで踏み込んだ指導が求められているということです。職務上やその周辺事項に限らず、土日の私生活の時間についても面談等しながらしっかりと把握をし、指導していきなさいということをお教委から言われています。

C委員：委員会を年4回程度とありますが、その指導というのはどこが担うのですか。

E委員：不祥事防止対策検討委員会で色々と協議した対策案を定例の校長会で示して、実質的には校長がそれぞれの学校の教員に示し、指導していくということになるかと思えます。また、逆に校長から出てきた現状等を集約しながら、どういった対策が有効かということをお教委の中で協議をするという役割になるかと思えます。

委員長：大学では公認会計士の方から講習を受けたりしています。お金の不正が問題になることが多いので、その点について研修をしてもらっています。

C委員：では、校長に対する指導というのは、教育委員会の所管の部署が行うということですね。

委員長：上から下まで全て、教育委員も含めて、不祥事対策、コンプライアンスには努めていかなければならないと思えます。

E委員：県費負担の教職員の任命権者、懲戒権者は県教育委員会で、市町村の教育委員会は服務監督権があります。役割分担はありますが、もちろん連携してやっていかなければなりません。県教育委員会が懲戒処分をする記者会見の中では、県の教職員課長が記者会見することが多いのですが、ここ最近は「服務監督権のある市町村教育委員会と連携して、防止に努めていきます。」と必ず言っています。そういう流れの中で、市町村が責任をもって、不祥事防止についても具体的に策を講じるようになってきているという認識をしています。ただ、市立高校については久留米市教育委員会が任命権者であり、懲戒権者であり、服務監督権を持っているので、小、中学校とは意味合いが違ってきます。

委員長：では次の協議事項に移ります。「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関

する点検及び評価報告書（平成25年度分）について」事務局から説明をお願いします。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書（平成25年度分）について

事務局：《議案概要説明》

D委員：田主丸の学習支援ボランティアについて、ほとんど行われていない状況があるように聞いています。「塾に行くから」という理由で、生徒の希望者が少ないと聞きます。もっと積極的に行っていただきたいと思います。

事務局：事業としては全校で実施していますが、状況は各学校で異なります。特に中学校においては、部活動との関係で、実施回数が少なかったり、参加人数が少なかったりと課題があります。夏季休業中の補充学習時にボランティアを活用したりと、工夫しながら事業の実施に努めていきます。

委員長：他にご質問やご意見はありますか。

全委員：（特になし）

委員長：次に報告事項に移ります。

5. 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 久留米市立図書館及び視聴覚ライブラリーの特別整理期間にともなう休館日の設定について
- (3) 小規模特認校への応募状況について

6. 今後のスケジュール

- 12月定例会： 12月19日（金）9時00分～